

それ、消防法令違反になってしまうかも!?

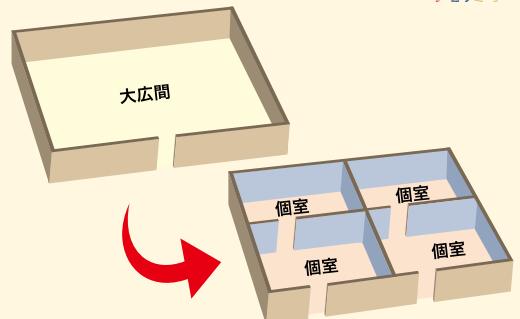
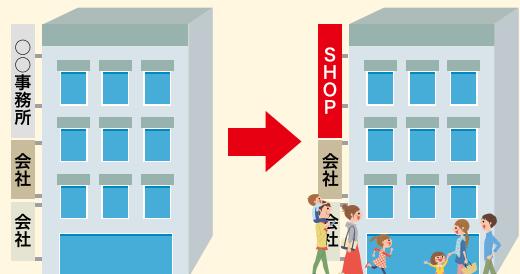
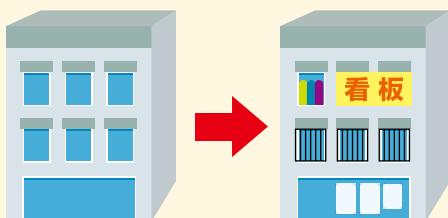
テナント入居 建物増改築 ご注意ください!!

チェック

1

テナントの入替え、改装の工事をする場合

- 既存の建物に新たに不特定多数の人が出入りするテナントが入居する。
- 大広間を個室にする、内装材を変更するなど間取りを大きく変更する。
- 窓の外に柵や看板を設置する、窓にフィルムや棚を取付ける。



チェック

2

増築や改築、建物同士の接続を行う場合

- ビルに木造の建物を接続する。
- 屋上やバルコニーを壁などで覆い部屋として使用する。
- 建物同士を屋根や渡り廊下で接続する。



上記の工事等は、消防法令違反になりやすい一例であり、この他にも様々なケースがありますので、お気軽に裏面の相談窓口へお問合せください!!



建物改装等の設計・工事を請負う方へ

事前相談窓口を設置しました!!

担当の消防職員が対応します



必要な消防用設備が設置されておらず、火災が大きくなり、被害が拡大してしまった事例をご存知ですか？

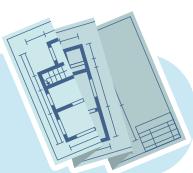
営業開始後に消防法令違反が発見された場合、営業を休止して消防用設備の設置工事を行うだけでなく、行政処分となる場合があることをご存知ですか？



事業は安全・安心な建物で

所有・管理・使用する予定のある建物について、消防法上の疑問がある場合は、事前に下記の相談窓口へお問合せください！

建物の面積・建具・レイアウトがわかるものをご用意の上、お問合せいただくとスムーズです！



消防法令事前相談窓口



TEL: 0565-35-9735

場所: 豊田市消防本部2階 予防課内

8:30~17:15 ※土日祝除く



豊田市 消防法令事前相談窓口



発行: 豊田市消防本部予防課